

2025派遣元事業者向けオンラインセミナー 労働者派遣事業報告書の提出について

山形労働局 職業安定部 需給調整事業室



労働者派遣事業報告とは

(1) 労働者派遣事業報告とは

派遣元事業主は、下記の報告書類を、それぞれ定められた期限までに事業主管轄労働局へ提出しなければなりません。

報告内容	報告の単位	提出期限
労働者派遣事業報告書（様式第11号） <ul style="list-style-type: none">・直近事業年度における派遣事業の運営状況等・当年6月1日時点において派遣実績等がどのくらいあるか・派遣に係る労使協定を締結している場合は、同時に提出	事業所	毎年6月30日
労働者派遣事業収支決算書（様式第12号） <ul style="list-style-type: none">・直近事業年度における全体の収支および資産等の状況・売上高のうち派遣に係る部分がわかるのが望ましい	事業所	決算後 3か月以内
関係派遣先派遣割合報告書（様式第12号-2） <ul style="list-style-type: none">・派遣の実績のうち、関連会社へ派遣している割合	事業主	決算後 3か月以内

労働者派遣事業報告とは

(2) 労働者派遣事業報告の提出に当たっての注意点

①最新の様式でご提出ください

昨年度提出分より、様式が改訂されましたが、旧様式での提出が散見されました。厚生労働省ホームページより最新の様式をダウンロードしてご使用ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/haken-shoukai/hakenyouryou_00003.html

②事業所ごとに作成してください

労働者派遣事業報告は、事業所ごとの報告となります。事業所の数だけ事業報告の作成が必要になります。提出は、許可申請などを行う、管轄都道府県労働局にまとめて行います。

③提出期限を守ってください

提出期限を守ってご提出ください。社会保険労務士に代行を依頼している場合でも提出義務は派遣元事業主にあります。

【令和7年度の提出時期】

令和7年6月2日（月）～令和7年6月30日（月）

④派遣実績がない場合も、提出が必要です

報告対象期間内に派遣実績がない場合でも、報告書の作成・提出は必要です。本セミナー内でも、実績なしの場合の作成方法を説明しています。

労働者派遣事業報告とは

(3) 労働者派遣事業報告書（様式第11号）の構成

①表紙、事業所概要（第1面）

②年度報告（第2面～第6面）

- ・ 直近の会計年度を通して、派遣の実績や運営の状況がどの程度であったか。
- ・ 直近の会計年度の末日において、派遣労働者数が何人いるか。
- ・ 直近の会計年度を「報告対象期間」と呼びます。考え方は以下の通りです。

1月決算	→	令和6年2月1日	～	令和7年1月31日
2月決算	→	令和6年3月1日	～	令和7年2月31日
3月決算	→	令和6年4月1日	～	令和7年3月31日
4月決算	→	令和6年5月1日	～	令和7年4月30日
5月決算	→	令和6年6月1日	～	令和7年5月31日
6月決算	→	令和5年7月1日	～	令和6年6月30日
7月決算	→	令和5年8月1日	～	令和6年7月31日
8月決算	→	令和5年9月1日	～	令和6年8月31日
9月決算	→	令和5年10月1日	～	令和6年9月30日
10月決算	→	令和5年11月1日	～	令和6年10月31日
11月決算	→	令和5年12月1日	～	令和6年11月30日
12月決算	→	令和6年1月1日	～	令和6年12月31日

報告時点で完了している
直近の事業年度が対象と
なるため

③6月1日現在の状況報告（第7面～第9面）

- ・ 令和7年6月2日（月）現在の状況を報告します。
- ・ 令和7年は6月1日が日曜日であるため、6月2日（月）当日に派遣した労働者数などを記載します。

労働者派遣事業報告とは

(4) 「派遣実績がない」場合の取扱

派遣実績がない場合でも、**第1面から第9面までの全てを提出**してください。記載が必要な箇所は、以下の通りです。

様式	記載箇所・方法
第1面	<ul style="list-style-type: none"> すべての項目 余白に「派遣実績なし」と記載する
第2面	<ul style="list-style-type: none"> (1) ①全労働者数 (3) 請負事業の売上高 (5) ②労働者派遣契約の期間別件数 →右端の「契約がなかった」に○印
第3～4面	<ul style="list-style-type: none"> 記載不要（白紙で提出）
第5面	<ul style="list-style-type: none"> (10) マージン率等の情報提供の状況
第6面	<ul style="list-style-type: none"> (11) ① キャリアコンサルティング窓口担当者の人数
第7～9面	<ul style="list-style-type: none"> 6月2日時点でも実績がない場合は、余白に「派遣実績なし」と記載する

様式第11号（第1面） (日本企業労働者派遣)

派遣実績なし

労働者派遣事業報告書（年次報告）
（6月1日現在の状況報告）

令和7年6月10日

株式会社 山形労働局
代表取締役 山形 労働

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第13条第1項の規定により、訂正のおおりの申請報告を提出します。

1 法人名	株式会社 山形労働局
2 法人又は名称	株式会社 山形労働局
3 住所	〒(990-8587) 山形県山形市番町三丁目2番1号 山交ビル3階 (023) 676 - 4618
4 代表者の氏名	山形 労働 代表取締役
5 事業所の名称	株式会社 山形労働局 総務課
6 事業所の住所	〒(990-0813) 山形県山形市徳町二丁目6番13号 (023) 684 - 1521
7 事業の種類	委託開発ソフトウェア業 3911
8 事業年度の開始の月及び日	2024/4/1 ~ 2025/3/31
9 報告義務発生期間	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無 06-13-000000
10 報告書の名称	株式会社 山形労働局 13-13-000000
11 報告書の発行	<input type="radio"/> 有 <input checked="" type="radio"/> 無
12 備考	【担当】総務部総務課 高橋 一郎 023-000-0000

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	<input type="radio"/>
書類の備付け	<input type="radio"/>
その他（ ）	<input type="radio"/>

第1面 1～5

様式第11号 (第1面)

(日本産業規格A列4)

実績ない場合は、余白に「実績なし」と記載する

許可番号	派06-000000
事業所枝番号	1
許可年月日	平成28年10月1日

【許可番号】 【事業所枝番号】 【許可年月日】

・いずれも『許可証』で確認する。

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

令和7年6月10日

厚生労働大臣 殿

【日付】

・提出日(持参日or投函日)を記載する。
・提出時期は6月中

提出者 株式会社 山形労働局
代表取締役 山形 労働

【提出者】

・法人名+代表者役職氏名
・作成担当者ではないことに注意する。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

(ふりがな)	かぶしきかいしゃ やまがたろうどうきょく	
1 氏名又は名称	株式会社 山形労働局	
2 住所	〒(990-8567) 山形県山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階 (023) 676 - 4618	
(ふりがな)	やまがた ろうどう	役名
3 代表者の氏名 (法人の場合)	山形 労働	代表取締役
(ふりがな)	かぶしきかいしゃ やまがたろうどうきょく ひのきちょうえいぎょうしょ	
4 事業所の名称	株式会社 山形労働局 桧町営業所	
5 事業所の住所	〒(990-0813) 山形県山形市桧町二丁目6番13号 (023) 684 - 1521	

【1氏名又は名称】 【2住所】

・『登記事項証明書』の表記に合わせる。

【4事業所の名称】 【5事業所の住所】

・『許可証』の表記に合わせる。

第1面 6~12

6 大企業、中小企業の別	1 大企業 <input type="radio"/> ② 中小企業 <input checked="" type="radio"/>			
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	分類番号	3911
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	令和6年4月1日 ~ 令和7年3月31日			
9 民営職業紹介事業との兼業	<input type="radio"/> 1 有 <input type="radio"/> 2 無		許可・届出番号	06-1-000000
10 親会社の名称	株式会社 厚生労働省		備考	
	①労働者派遣事業の許可番号	派13-000000	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	13-1-000000
11 請負事業の実施	<input type="radio"/> 1 有 <input type="radio"/> 2 無		うち構内請負の実施	<input checked="" type="radio"/> 1 有 <input type="radio"/> 2 無
12 備考	【担当者】総務部総務係長 需調 一郎 023-000-0000			
※労働局記入欄				

【7産業分類】【分類番号】

- ・会社の主たる事業を記載する。
- ・総務省「日本標準産業分類」における名称と細分類番号で記載する。
- ・原則として直近の「許可申請書」「更新申請書」の記載に合わせる。

【8事業年度の開始及び終了の日】

- ・6月1日から見た直近の決算期を記載する。
- ・許可取得後初めての事業報告の場合は、『許可日～直近決算期末日』となるが、許可取得後の決算期が到来していない場合、『許可日～（空欄）』となる。

【11請負事業の実施】

- ・請負として受注しているものがあれば「有」
- ・構内請負⇒発注者の事業場内で作業する請負

【12備考】

- ・本報告の担当者の役職、氏名、電話番号を記載する。
- ・労働局から内容について問い合わせる場合がある。

令和7年6月1日時点で終了している直近決算期例)

3月決算 ⇒ 令和6年4月1日～令和7年3月31日

4月決算 ⇒ 令和6年5月1日～令和7年4月30日

5月決算 ⇒ 令和6年6月1日～令和7年5月31日

6月決算 ⇒ 令和5年7月1日～令和6年6月30日

...

12月決算 ⇒ 令和6年1月1日～令和6年12月31日

第2面 (1) ~ (4)

様式第11号 (第2面)

I 年度報告 **実績がなくても、事業所の労働者数を記載する。**

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

	計	通算雇用期間が1年以上の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者	通算雇用期間が1年未満の派遣労働者	うち同じ職場に1年以上派遣見込みの者
①全労働者	100	—	—	—	—
②派遣労働者総計	40	30	20	10	3
③無期雇用派遣労働者	10	10	10	0	0
④有期雇用派遣労働者	30	20	10	10	3
⑤日雇派遣労働者	0				
⑥登録者 ※	0	—	—	—	—

(2) 労働者派遣事業の売上高

40,000,000

(3) 請負事業の売上高

10,000,000

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

0

【(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数)】

・報告対象期間 (第1面8の期間) の末日現在における派遣労働者等の実人数を記載する。

12月決算の会社⇒12月31日現在の実人数

3月決算の会社⇒3月31日現在の実人数

・作成日現在や6月1日現在でないことに注意する。

【①全労働者】

・派遣実績がない場合でも、記載する。

【⑤日雇派遣労働者】

・有期雇用派遣労働者のうち、1回の雇用契約の期間が30日以内であるものがいれば、記載する。

【⑥登録者】

・登録制度のある事業主のみ記載する。

・報告対象期間 (第1面8の期間) の末日現在における登録者数を記載する。末日時点で雇用されている者を含む。登録はあるが過去1年超雇用していない登録者は除く。

【(2) 労働者派遣事業の売上高】

・事業所ごとの派遣事業の売上高 (決算後のもの) を記載する。

・円単位で記載する。千円、万円単位や小数点の使用はしない。

【(3) 請負事業の売上高】

・事業所で請負事業を行っている場合に記載する。

・事業所ごとの請負事業の売上高 (決算後のもの) を記載する。

・円単位で記載する。千円、万円単位や小数点の使用はしない。

第2面 (5)

派遣実績がない場合、この欄に○印を記載する。

(5) 派遣先に関する事項

①派遣先事業所数（実数）

8

②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）

総件数	1日以下のもの	1日を超え7日以下のもの	7日を超え1月以下のもの	1月を超え2月以下のもの	2月を超え3月以下のもの	3月を超え6月以下のもの	6月を超え12月以下のもの	1年を超え3年以下のもの	3年を超えるもの	労働者派遣契約がなかった
50	15		5	3	1	1	10	15		

③主な派遣先事業主（取引額上位5社）

氏名又は名称	所在地
株式会社A	山形県山形市
B株式会社	山形県天童市
有限会社C	山形県酒田市
●●市役所	山形県●●市
D有限会社	山形県米沢市

【①派遣先事業所数（実数）】

- ・報告対象期間内に派遣を行った、派遣先の事業所の実数を記載する。
- ・報告対象期間内に派遣の実績がない場合は、「0」を記載する。

【②労働者派遣契約の期間別件数（延べ件数）】

- ・報告対象期間内に締結した個別契約の件数を記載する。
- ・契約締結日が報告対象期間内であれば、派遣期間が報告対象期間外であっても計上する。
- ・期間は一契約単位を指すため、2か月契約を6回更新した場合は、
⇒◎「1月を超え2月以下」に「6」計上◎
×「6月を超え12月以下」に「1」計上×
- ・報告対象期間内に派遣の実績がない場合は、右端の欄に○印を記載するのみで良い。

【③主な派遣先事業主（取引額上位5社）】

- ・報告対象期間内における主な派遣先の事業主のうち、取引額上位5社を記載する。
- ・「事業主」であるため、同一事業主の複数の事業所に派遣している場合は合算して良い。
- ・所在地は市区町村まで記載する。

第2面 (6) (7)

(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

		教育の内容及び当該内容に係る労働安全衛生法又は労働安全衛生規則の該当番号	教育の方法の別 1 座学 2 実技	教育の実施主体の別 1 事業主・ 2 派遣先・ 3 教育機関・ 4 その他	受講した派遣労働者数	1人当たりの平均実施時間
		教育の内容				
イ	5	腰痛防止教育	1	1	10	1
ロ	6	整理・整頓・清掃・清潔訓練	1	2	10	1
ハ	7	危険予測訓練	1	2	10	2
ニ						
ホ						

② その他の教育訓練（①及び(11)に係るものを除く）

		訓練の内容	訓練の方法の別	訓練の実施主体の別	訓練費負担の別	賃金支給の別	1人当たりの平均実施時間
			1 OJT 2 OFF-JT	1 事業主・ 2 派遣先・ 3 訓練機関・ 4 その他	1 無償(実費負担なし)・ 2 無償(実費負担あり)・ 3 有償	1 有給(無給部分なし)・ 2 有給(無給部分あり)・ 3 無給	
イ		コンプライアンス研修	2	1	1	1	1
ロ							
ハ							

(7) 紹介予定派遣に関する事項

イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)	ロ 紹介予定派遣により労働者派遣をした労働者数(人)	ハ 紹介予定派遣において職業紹介を実施した労働者数(人)	ニ 紹介予定派遣で職業紹介を経て直接雇用になった労働者数(人)
5	4	4	2

【(6) 教育訓練（キャリアアップに資するものを除く）の実績】

- ・ 報告対象期間内の実績を記載する。
- ・ 選択肢として番号が示されている事項については、文言ではなく「番号」で記載する。
- ・ 「1人当たりの平均実施時間」には、報告対象期間内に実施した訓練における各コースごとの1人当たりの平均実施時間数を記載する。
- ・ 実施した訓練の種類が多く、書き切れない場合は別紙に記載する。

【①労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育】

- ・ イ～ホの右の欄に記載する番号は、労働安全衛生規則第35条第1項各号のうち、当該「教育の内容」に合致するもの。事業報告の案内に添付したFAQを参照する。
- ・ 該当番号「5」「6」「7」の教育の実施が義務づけられている。
- ・ 「教育の内容」については、記載例のように具体的に記載する。

【②その他の教育（①及び(11)に係るものを除く）】

- ・ ①：安全衛生教育、(11)：キャリアアップに資する教育訓練 以外に実施した教育訓練があれば、記載する。
- ・ 訓練の方法において、「OJT」は業務遂行の過程内で行う教育訓練、「OFF-JT」はそれ以外のものをいう。
- ・ 訓練費の負担の別において、「1無償(実費負担なし)」とはテキスト代なども含めて無償で訓練を行うこと、「2無償(実費負担あり)」とはテキスト代や材料費負担はあるが原則無償で訓練を行うこと、「3有償」はそれ以外をいう。
- ・ 賃金支給の別において、「1有給(無給部分なし)」とは用意した全ての訓練の実施に当たって給与を支払うこと、「2有給(無給部分あり)」とは自主的に実施する訓練については無給とする場合があるが原則有給であること、「3無給」とは訓練の実施に対して給与を支払わないことをいう。

【(7) 紹介予定派遣に関する事項】

- ・ イは、報告対象期間内に紹介予定派遣の申込のあった派遣労働者の実人数
- ・ ロは、イのうち、報告対象期間内に実際に紹介予定派遣された労働者の実人数
- ・ ハは、ロのうち、報告対象期間内に職業紹介された労働者の実人数
- ・ ニは、ハのうち、報告対象期間内に派遣先で雇用された労働者の実人数

第2面 (8) 別紙

○雇用安定措置

同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある有期雇用派遣労働者に対し、派遣終了後の雇用継続のために、以下の措置をとる義務があります。

雇用安定措置の内容

- ①派遣先に、その派遣労働者を直接雇用するように依頼する。
- ②派遣労働者に、新たな派遣先を提供する。(合理的なものに限る)
- ③派遣元で、派遣以外の無期雇用者として雇用する。
- ④その他、安定した雇用の継続を図るための措置を講ずる。
(雇用を維持したまま教育訓練を行う、紹介予定派遣をする等)

対象となる労働者	派遣元が講ずるべき義務・努力義務
同一組織単位で、継続して 3年間派遣 される見込み	①～④のいずれかを講ずる 義務 ※①を講じた結果直接雇用に結びつかなかった場合には、 ②～④のいずれかの措置を追加で講ずる義務
同一の組織単位で、継続して 1年以上3年未満派遣 される見込み	①～④のいずれかを講ずる 努力義務
(上記以外で) 派遣元の雇用期間が通算で 1年以上の 有期雇用派遣労働者と登録状態の者	②～④のいずれかを講ずる 努力義務

第2面 (8)

【対象派遣労働者】

同じ職場への派遣期間の見込みが、表の各期間に該当する有期雇用派遣労働者のうち、**派遣期間終了後も継続して就業を希望する(退職しない)**者

【対象外】

- ・無期雇用の労働者
- ・60歳以上の労働者
- ・派遣終了後退職を希望する者

【第2号措置】

無期雇用に変換して、同一の派遣先へ派遣した場合を含みます。

【第3号措置】

派遣以外の職務の無期雇用とした場合のみ該当します。
2号措置と混同しないようご注意ください。

(8) 雇用安定措置(法第30条)の実績

期間	対象派遣労働者数	第1号の措置 (派遣先への直接雇用の依頼)を講じた人数		第2号の措置 (新たな派遣先の提供)を講じた人数		第3号の措置 (派遣元で派遣労働者以外の労働者として無期雇用)を講じた人数		第4号の措置(その他の措置)を講じた人数			備考
		うち、派遣先で雇用された人数	うち、派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	うち、新たな派遣先で就業した人数	教育訓練(雇用を維持したままのものに限る)	紹介予定派遣(※2)	左記以外のその他の措置	第1号から第4号までのいずれの措置も講じなかった人数		
3年見込み	30	4	3	15	5	8	6	2	2		
2年半から3年末満見込み	3	2	2	1	1	1	2		1		
2年から2年半末満見込み	5	1		2	1	1	1				
1年半から2年末満見込み	3			2	1	1	1	1	1		
1年から1年半末満見込み	5			2	2	2	1	1	1		
1年未満見込み(※1)	4	1	1	6	2	2	1				
	10	1	1	6	2	2	1				

記載例巻末のFAQを参照する。

「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録者を含む)に限る。

横の行は、合計にならない場合があります。

同一の対象者に対して複数の措置を講じる場合があるため、対象者数 ≤ 措置を講じた人数 + 講じなかった人数 となる可能性があります。

縦の列は、必ず合計になります。

【3年見込み】

なんらかの措置を講じます。

【上記以外】

労働者が同一の派遣先への派遣継続を希望し、契約更新した場合は、「措置を講じなかった」に該当します。

第3面、第4面 (9) ①

実績ない場合は、白紙のまま提出する。

(日本産業規格A列4)

様式第11号(第3面)

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均 01~99の全社額/別業種の全社額	18,667	22,000	20,500	12,000	14,000	14,000	13,000	13,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000	29,000	20,000	20,000	20,000	18,000	18,000
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	8,000			8,000	8,000
26 会計事務従事者	14,000	14,000		8,000	8,000	8,000		
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

「99分類不能の職業」の場合は、業務内容等を余白に記入する。
※漏れやすい部分です。該当する場合ご注意ください。

【(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金に関する事項】

【①業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金】

- 一人の労働者が複数の業務に従事している場合は、主たる業務の欄に記載する。
- 「賃金」は、派遣労働者に支払われた全ての賃金(給与、交通費、賞与など労働の対価。諸手当含む)を総労働時間で除し、さらに8(時間)を乗じたもの。なお、有給休暇分も含まれる。

業務ごとの金額の合計額

= 全業務平均(少数点以下四捨五入)

記載した業務の数

例：派遣料金(消費税を含む)

派遣労働者平均 $18,667 = (30,000 + 12,000 + 14,000) / 3$

無期雇用派遣労働者 $22,000 = (30,000 + 14,000) / 2$

有期雇用派遣労働者 $20,500 = (29,000 + 12,000) / 2$

【派遣料金(税込)】の年間総額

× 8 時間

その業務の派遣労働者の年間総労働時間

「全派遣労働者」「無期雇用」「有期雇用」それぞれ計算式を使う。
(小数点以下四捨五入)

労働者に支払った【賃金】の年間総額

× 8 時間

その業務の派遣労働者の年間総労働時間

「全派遣労働者」「無期雇用」「無期雇用協定対象者」「有期雇用」「有期雇用協定対象者」それぞれ計算式を使う。
(小数点以下四捨五入)

第3面、第4面 (9) ① 別紙

○業務の選択に当たっての補足

- ①選択肢の業務分類は「総務省 日本標準職業分類（平成21年12月告示） 中分類」を基にしています。
- ②複数の業務を同時に行う派遣労働者がいる場合は、その中核となる業務に計上します。

例：1つの派遣先における業務が、梱包70%・製品検査30%の派遣労働者は、「70運搬従事者」に計上されます。

- ③各業務に関する説明は、下記URLより総務省HPにてご確認ください。

- ・総務省 日本標準職業分類（平成21年12月告示）

- https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/shokgyou/21index.htm

- ・上記URL内にある、下記のリンクから参考資料をダウンロードできます。

分類項目名：職業分類の一覧

説明及び内容例示：具体的にどのような仕事はその業務分類に該当するかの例

第5面 (9) ②、(10)

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第5面)

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者
全業務平均	21,500	18,000	18,000
4-1 情報処理システム開発	30,000	20,000	20,000
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

【(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金に関する事項】

【②日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金】

- 第2面(1)⑤に日雇派遣労働者を計上している場合のみ、派遣料金及び賃金の記載が必要となる。

令第4条業務(表に記載あり)とそれ以外の業務(表に記載なし)の平均

令第4条業務とそれ以外の業務の合計額

= 全業務平均

令第4条業務とそれ以外業務の数の合計

例：派遣料金(消費税を含む)

派遣労働者平均 21,500 = (30,000 + 20,000 + 14,500) / 3

令第4条業務の日雇派遣労働者(表に記載あり) 30,000

令第4条業務以外の日雇派遣労働者(表に記載なし)1 20,000

令第4条業務以外の日雇派遣労働者(表に記載なし)2 14,500

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	<input checked="" type="radio"/>
書類の備付け	<input type="radio"/>
その他()	<input type="radio"/>

【(10) マージン率等の情報提供の状況】

- 該当する項目に○印を付ける。
- 「インターネット」による情報提供は、すべての派遣事業所に求められていることに注意する。
- 派遣実績がない場合も、情報提供は必要である。

第6面 (11) ①、②

キャリアコンサルティング担当者のうち、派遣元責任者と兼務している人数を漏れなく記載する。

※漏れやすい部分です。該当する場合ご注意ください。

(日本産業規格A列4)

様式第11号 (第6面)

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者	うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
					職務経験あり	知見あり
計	2	2		1	1	
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—
上記以外の担当者	1	1		—	1	
営業職				—		
その他	1	1		—	1	

【①キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数】

- ・派遣実績のない事業所も、記載が必要である。
- ・「キャリアコンサルタント」は資格保有者のことを指す。
- ・「キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者」のうち、「職務経験あり」は、人事部門で3年以上経験がある、過去にキャリアコンサルティングの職務経験があるなどを指し、「知見あり」は、職務経験はないがキャリアコンサルティングの知識を有する者を指す。
- ・「うち派遣元責任者との兼任状況」には、「計」に記載した担当者の数の内数を記載する。→漏れやすい項目につき注意する。

【②キャリアコンサルティングの実施状況】

- ・①の人物が実施したキャリアコンサルティングについて記載する。

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数			実施を希望した者の人数			実施した者の人数		
計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
40	30	10	30	5	25	30	5	25

第6面 (11) ③

該当する番号を○で囲み、それぞれ別葉で作成する。

40時間(上段) = 10人(下段) × 4時間(記載欄なし)

③ キャリアアップに資する教育訓練 1 フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT 4 計画的なもの以外	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給	
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)								
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降					
イ 入職時等基礎的訓練													
(イ) 新規採用者訓練	1 10				40 10				1	1	1	1	
(ロ)													
ロ 職能別訓練													
(イ) システム設計・技能研修	2 10	2 10	4 5	4 5	40 10	40 10	20 5	20 5	1	1	1	1	
(ロ) OA機器操作訓練	2 5	2 5	4 3	4 2	20 5	20 5	12 3	8 2	2	1	1	1	
ハ 職種転換訓練													
(イ) ワークスタイル多様化研修		2 10	4 5	4 5		20 10	10 5	10 5	1	1	1	1	
(ロ)													
ニ 階層別訓練													
(イ) リーダー就任研修		4 10	4 5	4 5		20 10	10 5	10 5	1	1	1	1	
(ロ)													
ホ その他の教育訓練													
(イ) ビジネススキル研修	2 5	2 5	3 3	3 2	5 5	5 5	3 3	2 2	1	3	1	1	
(ロ)													
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					105	105	55	50	1～3年目のaの合計 (c)				265
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1～3年目のbの合計 (d)				25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					10	10	11	10	1～3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)				10
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)													12,000

【③キャリアアップに資する教育訓練】

- ・報告対象期間内の対象者数及び実施の実績を記載する。
- ・「1フルタイム(1年以上雇用見込み)」「2短時間勤務(1年以上雇用見込み)」「31年未満雇用見込み」を別葉で作成する。
- ・記載欄が不足する場合は、別紙に記載する。
- ・「訓練の内容等」は、例のように具体的に記載する。
- ・「対象となる派遣労働者」欄は、上段が種別、下段が労働者数となる。下段は、各年毎の対象労働者の実人数を記載するが、年数に該当したとしても「訓練内容に係る能力を十分に有していることが明確な者」は含まなくてよい。
- ・「(上段)実施時間の総計」は、以下の式で求める。
受講者数×訓練時間(記載欄なし)
- ・「(下段)受講者の実人数」には、各年毎の受講者の実人数を記載する。
- ・同一名称の訓練であっても、1年目と2年目に実施する部分があれば、それぞれの年数に計上する。
- ・「訓練の方法の別」欄における「OJT」は業務遂行の過程内で行う訓練で派遣先と事前調整した計画的なもの、「OFF-JT」はそれ以外のものをいう。
- ・訓練費の負担の別、賃金支給の別の各選択肢の内容は、P.9の解説に同じ。
- ・(a)(b)(c)(d)には、「計画的なOJT or OFF-JT」「無償(実費負担なし)」「有給(無給部分なし)」を満たす訓練の数値を計上する。
- ・「賃金額」の記載漏れに注意する。

記載漏れが多い項目。

第7面、第8面 ①、②

様式第11号（第7面）

Ⅱ 6月1日現在の状況報告

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
42	25	25	6	6	2	2	9	9

【Ⅱ 6月1日現在の状況報告】

- ・2025年6月1日は日曜日であるため、6月2日月曜日の実績について記載する。
- ・6月2日当日に、有休などで派遣の仕事を休んでいる場合は、対象外となる。
- ・実績がない場合は、「Ⅰ年度報告」と同様に、余白に「派遣実績なし」と記載する。

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
...					
その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10	2	2	8	8
26 会計事務従事者	2			2	2
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
...					
職業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5	5	5	5
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
...					
72 包装従事者					
...					
99 分類不能の職業					

【1 派遣労働者の実人数】

【②業務別派遣労働者(日雇派遣労働者を除く)の実人数】

- ・一人の労働者が複数の業務に従事している場合は、6月2日現在でもっとも多く従事した業務の欄に記載する。

「99分類不能の職業」の場合は、業務内容等を余白に記入する。

※漏れやすい部分です。該当する場合ご注意ください。

第8面 ③、④

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業務従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者
3	3	3		

【③特定製造業務従事者の実人数】

- ①に記載した派遣労働者の実人数のうち、特定製造業務に従事する労働者の実人数を記載する。
- 「特定製造業務」は、以下の派遣法附則第4項の定めのとおり。

物の溶融、鋳造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			

【④期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者の除く）の実人数】

- ①に記載した派遣労働者の実人数のうち、表に掲げる、期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数を記載する。
- 複数の種類に該当する場合は、もっとも主たる理由の欄に記載すること。

第9面 ⑤、⑥、⑦

様式第11号 (第9面)

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i～ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
	協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者		協定対象 派遣労働者	
4	2		2							

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i～iv の合計の内数)

日雇派遣労働者	
	協定対象 派遣労働者

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象 派遣労働者
4-1 情報処理システム開発	2	
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10 デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12 受付・案内		
4-13 研究開発		
4-14 事業の実施体制の企画、立案		
4-15 書籍等の制作・編集		
4-16 広告デザイン		
4-17 O.A インストラクション		
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19 看護業務		

【⑤日雇派遣労働者の実人数】

- 複数の種類に該当する場合は、もっとも主たる理由の欄に記載すること。
- 「高齢者」(令第4条第2項第1号)
⇒60歳以上の者
- 「昼間学生」(同項第2号)
⇒学校教育法第1条、第124条、第134条第1項の学校の学生または生徒(定時制除く)
- 「副業として従事する者」(同項第3号)
⇒当該労働者及び世帯員の収入が一定以上である場合
- 「主たる生計者でない者」
⇒当該労働者と生計を一にする配偶者等の収入が一定以上である場合

【⑥特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数】

- ⑤に記載した日雇派遣労働者の実人数のうち、特定製造業務に従事する労働者の実人数を記載する。
- 「特定製造業務」は、以下の派遣法附則第4項の定めのとおり。
物の溶融、鑄造、加工、組立て、洗浄、塗装、運搬等物を製造する工程における作業に係る業務をいう。

【⑦日雇派遣労働者の業務別実人数】

- ⑤に記載した日雇派遣労働者の実人数のうち、表に掲げる業務に従事する労働者の実人数を記載する。
- 一人の労働者が複数の業務に従事している場合は、6月2日現在でもっとも多く従事した業務の欄に記載する。

第9面 ⑧、2、3

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数（⑤の内数）

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険			—	
健康保険			—	
厚生年金保険			—	

【⑧日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数】

- ⑤に記載した日雇派遣労働者の実人数のうち、表に掲げる、期間制限の対象外となる派遣労働者の実人数を記載する。
- 複数の種類に該当する場合は、もっとも主たる理由の欄に記載すること。

【2過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者（雇用されている者を含む。）の数】

- 6月2日現在、登録者であった者の実数を記載する。
- 6月2日に派遣されていた者を含む。
- 過去1年以内に派遣されていない登録者は除く。

【3雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況】

- 6月2日現在において派遣されている労働者について、それぞれの保険の種類ごとに、適用されている者の実人数を記載する。
- 6月2日現在において派遣されていない者を除く。

提出部数・添付資料

(1) 提出部数

3部 (正本1部・写し2部)

(2) 添付資料

① 全事業所

提出書類チェックリスト (案内と一緒に送付したもの)

② 派遣に係る労使協定を締結している事業所

提出日現在有効な**労使協定書 2部**

派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定を締結している場合は、最新のものの写しを2部ご提出ください。 (36協定ではありません)

労使協定で参照する就業規則や賃金規程等の該当部分 2部

下記のように労使協定内で就業規則などを参照することとしている場合、該当箇所の写しを2部ご提出ください。 (添付漏れが多いです、ご注意ください)

(三) 通勤手当については、別途定める〇〇人材サービス株式会社賃金規程第〇条に従って、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

2 賞与の決定は、〇〇(「〇か月」「〇半期」等の期間)ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価は公正に評価することとし、その方法は〇〇人材サービス株式会社社員就業規則第〇条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表2の備考1のとおり、賞与額を決定する。

ご清聴ありがとうございました。

休憩ののち、労使協定のセミナーとなります。
ここでご退出の場合、アンケートにご協力ください。



労働者派遣事業に関するご相談は、こちらまで

山形労働局 職業安定部 需給調整事業室
住 所 山形市香澄町三丁目2番1号 山交ビル3階
電 話 023(676)4618